

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額（案） 322億円
（前年度予算額 152億円）



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

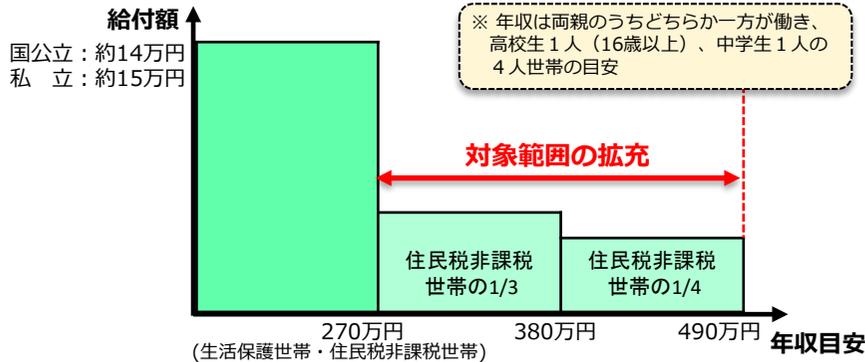
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

■ 三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

(3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

● 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

<令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度予算案 給付額>

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・住民税非課税世帯)		拡充部分				
	国公立	私立	年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	32,300円	52,600円					
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

実施主体

都道府県

補助割合

国 1/2 都道府県 1/2

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）